

西宮市青少年愛護協議会功労者感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における青少年の健全育成のため、各地区青少年愛護協議会（以下「地区青愛協」という。）の運営と活動に参画し、その発展に努めた地区青愛協の会長に対し、長年の功績をたたえ、市長が感謝状を贈る基準について定める。

(感謝状贈呈の基準)

第2条 感謝状は、地区青愛協の会長として次項に定める基準日において通算10年以上在任し、青少年の健全育成に寄与した者に対して贈呈する。

2 在任期間の基準日は、毎年3月31日とする。

(感謝状贈呈の時期)

第3条 感謝状の贈呈は、毎年開催する「西宮市青少年愛護協議会総会」の席上において行う。

(補則)

第4条 感謝状には、記念品を添えることができる。

(実施の細則)

第5条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

付則

1. この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

2. 第1回の贈呈は、第3条の規定にかかわらず、西宮市青少年愛護協議会結成25周年を記念して、「第26回西宮市青少年健全育成のつどい」の席上において行う。その在任期間の基準日は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成6年12月1日とする。